

バラスト水管理設備規則検査要領

バラスト水管理設備規則検査要領

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 達 第 18 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 30 日 達 第 18 号

バラスト水管理設備規則検査要領の一部を改正する達

「バラスト水管理設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

附属書 2.1.3-2.(10) コミッショニング試験の実施要領

1.1 事前確認

1.1.2 試験に使用する機器等

-4.を次のように改める。

-4. コミッショニング試験において、危険場所（タンカーのポンプ室等）への立入りを要する場合、事業所は、危険場所における使用が承認された機器を用意する~~か又はコミッショニング試験の実施が不可能な船のリストを検査員に提供すること。~~

附 則

1. この達は、2023 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に本会の承認を受けた事業所にあつては、当該承認の有効期限の満了日又は2026年6月30日のいずれか早い日までは、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。